

平成 24 年 4 月 13 日

金融庁検査局総務課調査室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」
及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）に対する意見等について

今般、金融検査マニュアル（平成 24 年 3 月 14 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」
及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）に対する意見等について

一般社団法人全国銀行協会

該当箇所 (監督指針等名称および条項番号等)	意見等	理由
<p><金融検査マニュアル> 2 ページ ⁷「預金保険法第 55 条の 2 及び第 58 条の 3 に規定された有事の措置を円滑に行うための手順書・マニュアルに関するチェックポイント」(預金保険機構)を参照。</p>	<p>「参照」とあるが、「参考資料として必要に応じ参照する」という理解で良いか。</p>	<p>金融機関は、手順書・マニュアルの整備に際し、「預金保険法第 55 条の 2 及び第 58 条の 3 に規定された有事の措置を円滑に行うための手順書・マニュアルに関するチェックポイント」(預金保険機構)(以下チェックポイント)は、汎用的な内容を示しつつ、金融機関の実態に合わせ作成することを認められている。</p> <p>また、預金保険機構より配布されているチェックポイントは、未確定扱いの項目も存在し、“各金融機関の実情やご意見等を十分考慮し、預金保険機構と各金融機関との間で双方向の議論を継続する”との説明を受けている項目もある(例えば、チェックポイント「IV-6 総合口座の取扱い」中、P13 の*部分を参照)。</p> <p>そのため、金融機関はチェックポイントの主旨を意識しながら、実情に則した対応を進めているところであるが、かかる中、検査マニュアル上へ左記記載を行うことは、チェックポイントの厳格適用を一律に求められると惹起しかねないため、確認するもの。</p>

以 上